

誤ヲ譴責セレハ亦一理ナキニ非ラス実ニ此ノ
論辨ニ及フ事件ヲ陳述スルノニ関シテ各大ニ
注目セサル可カラス殊ニ外國「ジョールナリス
」新聞ハ自然世上ノ信ヲ受ケ又メーール新聞ノ
記者ノ如ク欧州各國ハ其港税ヲ管理スルカ如
ク日本ヲシテ其ノ港税ヲ管理セシムルハ西洋
諸國ノ許スナシト云ヒ又其ノ國ノ獨立ニ對
シテハ盟國ノ擅制ヲ鳴ラヌ等ノ定理ナキ旨ヲ
云ヘリ故ニ宜シク其注目ヲ要スベシ

即日施行

照

七年十一月三十日

長官

大隈

御用掛

幣輔

野口

河野

塩田三郎ハ御答案 親展

ヘラルト新聞ニ台湾事件費額記載ニ付辨
駁候方可然旨來旨之趣致承知候就テハ別
紙之通メーールハ掲載為御取計有之度此段
御回答旁申入候也

大隈藩地事務局長官

塩田外務大丞殿

七年十一月三十日

長官 (大隈)

御用掛

轍輔

野口

河野

ヘラルド新聞ニ當事件費金千万圓ト掲載候ニ
付精確之計筭書ヲ以テ辨駁相成可然之處即今
各地ニ差跨リ居彼是入組候間精筭難相立被存
候就テハ別紙塩田三郎來書ニ對レ左之通認差
出可然哉此段相伺候也

藩地事務局長官

臺灣蕃地事務局

明治七年十一月三十日蕃地事務局會
計官費額取調ノ概畧

台灣蕃地處分事件當初ヨリ本日迄諸費支
出ノ總計國貨洋貨合セテ大凡五百五拾万
此内陸軍省海軍省蕃地都督府蕃地事務局
長崎支局ニ分賦セリ故ニ成算ハ凱旋ノ後
數旬ニ非サレハ精確ナリ難レ縱令此後増
費アリト雖モ必ラス巨額ニアラサルヘシ
然リ而テ支出總計ノ内船舶砲銃器械等ノ
如キハ皆ナ存在スルヲ以テ全ク消耗スル

ノ高ハ總計ノ半額ヨリ過キザルベシ

蕃地事務局

昨夕出板ノ「ジャパンヘラルド」新聞ニ日本征臺
ノ入費ハ(一千万弗)ノ額ナリシトアリ此陳述ハ
余輩ノ疑フ処ニシテ察スル処幣害ヲ貴國ニナ
サント企テシモノナラン右入費ハ余亦曾テ之
ヲ概算スルニ其委詳ヲ尽ス能ハスト雖凡五
百万弗ニ過キス故ニヘラルドノ差誤ヲ改正ス
ルヲ余ニ委任アラハ余將ニ之レヲナスアラ
ントス(斯ク云ヘルモノハヘラルトノ云フ所必
ラス差誤アルベシト思ヘハナリ)然ルキハ余此

新地事務局

旨趣ニ付タ井ムス新聞ニ記載レテ云ハン征臺
ノ費用ハ凡五百万弗ナリキ且前年歳出入表ニ
モ云ヘル必準備額四百七拾万弗ヲ以テ此費ヲ
辨スルニ足ル況ンヤ支那ヨリ七拾万弗ヲ償フ
ニ於テヲヤト余以為ク余カ右ノ如ク概算スル
モノハ必ラス正當ナルヘシ且又歳出入表ニ云
ヘル紙幣五百万弗交換ノ舉モ今度征臺ノ費用
ニ拍ラス曾テ準備スルノ額ヲ以テ之ヲナスア
ルヘシ然レハ則チヘラルドノ云フ所實ニ差誤
アラハ宜ク之ヲ辨駁スルノ陳述ヲ出ス貴國

ノ裨益タルヘシ而シテ若シ之レヲ駁スルノ陳
述ヲ弊社ニ付スルアラハ亦幸甚ナリ
茲ニ余又支那事件ノ決定スルヲ祝セントス
實ニ征臺出費ノ一ニ関レテ余ノ陳述スル所ノ
モノ甚素直ニ過クルモノ、如シ然リト雖モ其
結局斯ノ如ク日本政府ノ満足トナリスノ如ク
日本國ヲ愛顧スルノモノ之幸福トナルニ於テ
余豈ニ赤心之レヲ悦ハサルヲ得ンヤ

七十四年十一月廿三日
レマハンメーレル社

ハホーレル

舊地事務局

大藏卿大隈重信閣下

私信

大隈重信閣下

拜啟仕候然ハ當月廿四日刊行ノヘラルト新聞
ニ今度日本政府台湾事件ニ付費ス處一千万圓
ニ至ルトノ事ヲ記載有之右ハ定メテ何カ訛傳
ニ可有之候得共其終差置候テハ政府之クレデ
ットヲ害シ候様存候間正確之報告ヲ以テ打消
ノ論駁ラメル新聞ハ書載致候方可然存候間
概畧ニテモ御定算相立候ハ、早々御通知被下
度旨昨日ホウエルヨリ拙生マテ申越候間不取
敢申上候右ニ付御論述之次第御坐候ハ、被仰

北地事務局

遣度拙生ヨリ前同人へ速ニ達方取計可申候此
段申上度如此ニ御坐候也

十一月廿七日

塩田三郎

大隈公閣下

七年十一月三十日

長官 

御用掛



 野口

 岡村

別紙支局ヨリ之電報供御一覽候也

警視廳事務局